商工会議所報 むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11－４
むつ商工会議所
電　話 0175-22-2281
ＦＡＸ 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

平成15年度　第２回小規模企業振興委員連絡会議

厳しい経営環境を浮き彫り！

市内小規模企業を振興するための会議が、むつ商工会議所高野専務理事を囲んで、さる三月二十九日、はねやホテルで開催されました。

出席した六名の委員の方々からは厳しく変化の激しい経営環境を反映し、次のようなお話がありました。

一、景気の低迷で、平成十五年分所得税確定申告における納税状況は、対前年比を大きく下回っている。また消費税の改正については、事業所の関心が薄く、平成十七年分から適用される課税売上額が一千万円以上の事業所の消費税への対応が憂慮され、普及啓蒙活動が必要である。

二、厳しい財政事情で商工会議所も大変だと思うが、民宿業者は情報収集の手段が少ないので、講習会、セミナー等を今後も引き続き開催して欲しい。十和田湖をはじめ宿泊関連業で価格破壊が進み大変である。十和田湖冬物語の入り込み数は増加しているが、十和田湖グランドホテル、古牧温泉、浅虫温泉へ流出し、経済効果は薄いようである。

三、公共工事の削減や建設会社の宿泊に対する予算が削減されているのか、むつ市を訪れる工事関係者の宿泊動向がつかめない。

四、ホームページで旅館、民宿をＰＲするとき、料理等の更新をこまめにしないとお客さんとのトラブルの原因となる。

五、民需の期待なく、リストラの消費への影響は大きい。企業は人なり。企業にとってマンパワーは基本である。

六、どこでも厳しい経営を強いられ、四苦八苦している中で、大型量販店の出店、又は、出店の噂が絶えない。

七、六ヶ所に青森県が三五％出資したメンテナンス会社ができた。この会社の営業責任者が大手の関西出身の人で、むつ下北の人を見下し、相手にしていない態度である。交付金を貰えば済むというものではない。大型プロジェクトが地域振興になるというのは疑問に思う。

八、最近、詐偽まがいの悪徳商法が横行している。どうにかして取り締まらなければ消費者が騙される。

九、企業は昔と違い、少しの努力を怠っただけで奈落の底へ突き落とされる。

十、商店街の組織力が日増に衰え、維持していくことが困難となっている。イベントを実施しても参加店が少なく、事業自体も盛り上がらない。必然と商店街は寂れていく。

「生命共済制度加入者の皆様へ」

見舞金・祝金の申請忘れはございませんか？

加入者が病気により十日以上入院加療、不慮の事故により五日以上通院加療された場合は見舞金、結婚・出産(配偶者含む)された場合は祝金を支給しております。

請求期限は請求理由が生じた日から六ヶ月以内です。

尚、結婚・出産祝金は平成十六年四月一日以降の事由発生から有効です。詳しくは振興課までお問い合わせ下さい。

ＴＥＬ　二二―二二八二

★生命共済制度県下統一キャンペーン進捗状況★

現在達成率、県下トップ！ご加入ありがとうございます。

「四月二十六日現在」

訪問事業所数　一八九事業所
加入事業所数　九〇事業所
獲得口数　二五三口
（県連目標＝６０口）
達成率　四二一・七％

最終結果は次回会報で報告致します。

商工会館２階を一部改装致しました。

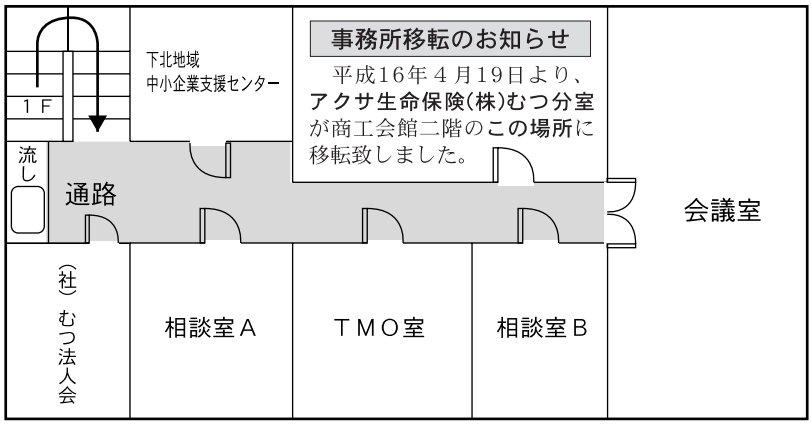

平成十六年度「新連携対策委託事業」の公募について

中小企業庁創業連携推進課

一、事業の目的

本事業は、特徴のある技術、ビジネスノウハウ、知的財産権等の経営資源を有する中小企業、個人、研究機関、ＮＰＯ、組合、大企業等が、既存の組合等といった組織にとらわれず、相互連携によって、新市場創出・製品・サービスの高付加価値化を目指そうとする「ソフトで柔軟な新連携」を支援するものです。

二、委託対象事業

（１）フォーメーション事業

高度な技術等を有する中小企業、個人、研究機関、組合等が自己の欠けている機能（マーケティング、商品化等）を補完し事業化するための連携体を構築するための事業です。

（２）パイロット事業

既に連携体が構築され、役割、資金等の責任が明確になっている連携体が支援対象になります。事業化を目的として連携を構築した連携体が具体的事業化に向けて取り組む事業です。

三、申請手続き等の概要

（１）受付期間

○フォーメーション事業

一次募集…四月二十六日（月）～五月二十日（木）（五月二十日消印有効）

二次募集…九月一日（水）～九月十四日（火）（九月十四日消印有効）

○パイロット募集

一次募集…四月二十六日（月）～五月二十日（木）（五月二十日消印有効）

（２）申請受付先及び問い合わせ先

東北経済産業局産業部中小企業課

〒九八〇―八四〇三

仙台市青葉区本町三―三―一

電話〇二二―二二二―二四二五

※詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

本件についてのページ

http://www.chusho.meti.go.kp/sogyo/16fy_shinrenkei_koubo.htm

恩給や共済年金受給者の皆様へ

国民年金金融公庫では恩給や共済年金を受けていらっしゃる方を対象に、年金を担保とする融資を取り扱っています。制度の概要は次のとおりです。

ご融資額	二五〇万円以内（ただし年額の三年分以内）
お使い道	住宅・教育・レジャーなどの資金や事業資金
利　率	年〇・七五％（平成十六年三月十日現在）
連帯保証人	一名以上
担　保	恩給または共済年金などの証書をお預かりいたします。
ご返済	ご返済金として、お客様の恩給や共済年金などを公庫が受け取ります

借入ご希望の方は、国民生活金融公庫青森支店恩給係までお問い合せ下さい。（ＴＥＬ〇一七―七二三―二三三一）

◎ワークわくあおもりＪｏｂネット全面稼働のお知らせ

インターネットを活用した本県独自の人材マッチングシステムである「ワークわくあおもりＪｏｂネット」が４月から全面稼働しました。

これにより、県が実施してい様々な就職支援事業のお知らせや、職業訓練等の情報提供、県が独自に収集した県内企業の求人情報といった従来の内容に加え、新たに求人者と求職者がそれぞれ求人・求職情報を自由に登録・閲覧することができるようになりました。また、携帯電話からのアクセスも可能となりました。

Ｊｏｂネットを活用することにより、インターネットを通じて、時間と場所にとらわれず、企業の方が直接自由に求人募集を行うことが可能となります。また、仕事を探している方の情報が登録されていますので、登録された人材情報を検索することにより企業の方が直接人材を捜すことができ、人材の確保が容易に行えるようになります。

登録・利用料は無料となっておりますので、人材をお捜しのみなさんの積極的な御利用をお待ちしております。

ワークわくあおもりＪｏｂネットはこちらから！
http://www.aomori-job.net/
※携帯電話からのアクセスはこちらから！
http://www.aomori-job.net/mobile/
※県庁ホームページからもアクセスが可能です。

問い合わせ先　青森県労政・能力開発課　電話 017-734-9401

青森県中小企業セーフティネット資金特別保証融資制度（略称：マルセ）

この制度は、今後の国の構造改革の進展に伴い発生する企業倒産等により影響を受ける県内中小企業者の連鎖倒産を防止するとともに、長期的な景気低迷により資金繰りが悪化している県内中小企業者の経営の安定を図ることを目的として実施します。

商工会議所では、この融資申込のために必要な「推薦書」の受付を致しますので、詳しくは指導課へお問い合わせください。なお、融資のお申し込みは、各金融機関へ商工会議所からの「推薦書」を持参の上、お申し込みしていただくことになります。

●融資対象

県内に事業所を有し、原則として１年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、かつ、次のいずれかの要件に該当し、商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けたもの。

① 倒産した企業に対し、売掛債権等を有しているもので、本制度により資金繰りの改善が図られるもの
② 倒産した企業との取引依存度が１０％以上であるもので、本制度により資金繰りの改善が図られるもの
③ 倒産した企業等から事業を承継する中小企業者で、次のア又はイの要件に該当し、倒産した企業等の従業員の雇用の確保が図られるとともに、取引企業の経営安定が図られるもの
　ア　承継する事業の従業員の過半数を、倒産した企業等に勤務していた従業員の中から雇用するもの
　イ　倒産した企業等と従前から取引していた企業との取引額の過半又はその企業の過半数との取引を維持するもの
④ 最近３か月間の売上高又は受注高が過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して１０％以上減少しているもので、翌年同時期に最近３か月と比較して売上高又は受注高の増加が見込めるとともに、現在の資金繰りの緩和が図られるもの
⑤ 最近３か月間の経常利益が過去３か年のいずれかの年の同時期と比較して１０％以上減少しているもので、翌年同時期に最近３か月と比較して経常利益の増加が見込めるとともに、現在の資金繰りの緩和が図られるもの
⑥ 売掛債権回収の長期化、売掛債権の回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じており、本制度により経営の安定が図られるもの
⑦ 地震、大雨災害等突発的な事態の発生により、経営の安定に支障を生じており、本制度により経営の安定が図られるもの
⑧ 青森県中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営再生計画を策定したもの
　注）青森県中小企業再生支援協議会（青森市 TEL 017-723-1021）の推薦が必要

●融資条件

融資対象	資金使途	融　資　限　度　額	融資期間（据置期間）
①	運転資金	3,000万円又は売掛債権額のいずれか低い額	10年以内（２年以内）
②	運転資金	3,000万円	10年以内（２年以内）
③	運転・設備資金	１億円	運転資金　10年以内（３年以内） 設備資金　15年以内（３年以内）
④～⑥	運転資金	2,000万円	７年以内（１年以内）
⑦	運転・設備資金	3,000万円	10年以内（２年以内）
⑧	運転・設備資金	3,000万円 又は経営再生計画における新規融資所要額の２分の１のいずれか低い額	10年又は経営再生計画期間のいずれか短い期間以内（２年以内）

※融資限度額は①及び②、③、④～⑥、⑦、⑧はそれぞれ別枠となる。

●融資利率　年１．９％（⑧は取扱金融機関所定利率）
●融資形式　手形貸付又は証書貸付
●償還方法　原則として割賦償還
●保証料率

１．割引料率の適用がある場合
・有担保保証　年0.95％、無担保保証　年1.05％
（⑧は、有担保保証　年1.2％、無担保保証　年1.3％）
但し、過去の返済が順調であった事業者については、0.05％、そのうち、貸し出しリスクの小さい事業者については、さらに0.05％を割り引いた料率を適用する。

２．割引料率の適用がない場合
（経営安定関連保証等の特例保証に該当）
（１）中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証等の特例保証に該当する場合は年0.7％とする。
（２）売掛債権担保融資保証に該当する場合は年0.85％とする。
※経営安定関連保証を利用するには、一定の要件に該当することを認定する市町村長の認定書が別途必要になります。

●保証人及び担保
保証人は１名以上とし、必要に応じて担保を徴求する

●推薦書受付場所
商工会議所・商工会

●推　薦　手　続
発行日の前日までに別紙様式１号の「推薦申込書」を提出していただきます。
・「推薦書」の発行日は、毎月５日、15日、25日
発行日が休日の場合は、その前日
ただし、平成17年３月は４日、15日、22日
・「推薦書」の有効期限は推薦日から10日間

●問い合わせ先
むつ商工会議所指導課　TEL ２２－２２８３
青森県信用保証協会むつ支所　TEL ２２－１２０４

通年雇用安定給付金制度（通年雇用奨励金及び冬期雇用安定奨励金）を申請予定の事業主の皆様へ

本年１月末日までに安定所へ通年雇用届又は、再雇用予定者名簿を提出し、支給要件に該当する事業主は、下記期日までに支給申請書を安定所へ提出して下さい。

・通年雇用奨励金　　５月31日
・冬期雇用安定奨励金　　６月10日

但し、当商工会議所を通じて１月に申請した方で、支給申請も当商工会議所を通じて申請する方は、５月20日頃までに添付書類等をご用意の上、ご来所下さい。

【添付書類】
①労働者名簿及び継続雇用労働者名簿
②出勤簿及び賃金台帳（１～３月分及び賞与等記載分）
③支給申請書
　上記①～③は、どちらの奨励金も必要です。
④約定書（事業主用・従業員用）２通
⑤冬期手当領収証
⑥雇用保険受給資格者証（従業員から預かる）
⑦再雇用予定者名簿
⑧再雇用分の出勤簿、雇入通知書等、雇用保険資格取得に必要な書類等
　上記④～⑧は、冬期雇用安定奨励金のみ必要です。
その他、事業所ゴム印・安定所登録印をお持ち頂ければ便利です。

危険物取扱者試験実施等のお知らせ

平成16年度、消防法の規定により青森県知事から委任された試験を下記のとおり実施します。

試　験　別	試験実施日	受験地及び会場	種別	願書受付期　間
前期 第１回 危険物 取扱者試験 （一般の部）	６月 １９日（土）	弘前市・八戸市	甲種 乙種 丙種	５月６日～５月17日
	６月 ２０日（日）	青森市・十和田市	甲種 乙種 丙種	
前期 第２回 危険物 取扱者試験 （高校の部）	６月 ２６日（土）	弘前市・八戸市	乙種 丙種	
	６月 ２７日（日）	青森市・十和田市	乙種 丙種	
		むつ市 ※むつ市は一般の部及び高校生の部を同時実施	甲種 乙種 丙種	
後期 第１回 危険物 取扱者試験 （一般の部）	１１月 １３日（土）	弘前市・八戸市	甲種 乙種 丙種	９月24日～10月５日
	１１月 １４日（日）	青森市・十和田市	甲種 乙種 丙種	
後期 第２回 危険物 取扱者試験 （高校の部）	１１月 ２７日（土）	弘前市・八戸市	乙種 丙種	
	１１月 ２８日（日）	青森市・十和田市	乙種 丙種	
		むつ市 ※むつ市は一般の部及び高校生の部を同時実施	甲種 乙種 丙種	
消防設備士 試　　験	８月 ２８日（土）	八戸市	甲種 乙種	７月20日～29日
	８月 ２９日（日）	青森市	甲種 乙種	

＜問い合わせ先＞（財）消防試験研究センター青森県支部
〒030-0861　青森市長島２－１－５みどりやビル４階
TEL：017－722－1902　FAX：017－722－1909

※受験願書等は、受付期間の約１ヵ月前に当支部及び県内各消防本部に準備しています。
インターネットホームページアドレス　http://www.shoubo-dhiken.or.jp

特許・商標（書換・分類）相談会のご案内

参加費無料

商標は、氏名、商号等ともに「のれん」を形作るもので重要な要素をなします。商品またはサービスの出所を明らかにして、他の商品やサービスから区別します。平成４年３月31日以前に出願した商標権を所有する方は、「書換」をしなければなりません。

※「書換」とは、旧商品区分のもとで登録された商標の指定商品を国際分類に基づいた商品区分、指定商品に書き換えることによつて権利範囲を明確にします。

商標（書換・分類）のみならず、特許権、実用新案権、意匠権についても弁理士が無料で相談に対応いたします。

ぜひ、この機会に相談会をご利用下さい。

開催日時
平成16年９月17日(金)　9:00～12:00
平成17年１月28日(金)　9:00～12:00

会　　場
(社)発明協会青森県支部
青森市第二問屋町４丁目11－6

相 談 員
【知的所有権アドバイザー】
株式会社八戸インテリジェントプラザ
弁護士：富沢　知成　氏

定　　員
６名（両日ともに）※相談時間は30分程度

申し込みについて
事前に電話での申込が必要です。（相談料は無料）
※定員になり次第締切ります。

申し込み先
(社)発明協会青森県支部
TEL：017-762-1710　FAX：017-762-2140

経営好上塾　第２回

（けいえいこうじょうじゅく）

経営とは？

最近、商品やサービスのライフサイクルがどんどん短くなり、時代の流れを読んでいないと経営上取り返しがつかない事態を招きます。

今回は、童話「おじいさんのランプ」（著書：新美南吉　氏）を題材に経営とは何かについて考えてみたいと思います。

要約は次のおりです。

日露戦争の頃、岩滑新田の村に巳之助という十三歳の少年がいた。孤児だった少年は町へ出て、人力車の手伝いをして小銭を稼いでいた。町には大きな店がいくつも軒を並べていた。目抜き通りには、文明開化の波が押し寄せたことによって、故郷の村にはない石油ランプがあちらこちらで輝いていた。

ランプの魅力に取り付かれた巳之助は、ランプ屋の主人を訪ね、卸値で売ってくれるように頼む。主人は、少年の「商売人として必ず売ってくる」という熱意を信じて、卸値満たない十五銭でランプ一台を渡す。

巳之助には、故郷にこのすばらしい文明の利器を売り込むこと以外にも、村人たちの生活を豊かにしてやろうという強い思いもあった。

ところが、新しいものを取り入れようとしない村人相手では商売にならなかった。そこで、村でたった一軒の雑貨屋のおばあさんに頼み、ランプを店先に置かせてもらう。その日から、ランプのおかげでとても明るいお店になったお婆さんの雑貨店。これは便利、これは明るいということでランプはすぐに売れた。それからは、三台、五台と注文が増え出した。少年は他の村にも売り歩き、ランプ屋を経営するまでになった。

科学の進歩は目覚ましく、数年すると電灯が普及し始める。やがて故郷の村でも電気を引くことになるが、巳之助はこれが気に食わない。電灯はランプの商売敵だから、ランプは当然売れなくなる。ある日、巳之助は電気を引くことに決めた区長を逆恨みし、区長の牛小屋に放火することを決意する。ところがいざ行く段になるとマッチがない。仕方なく火打石をもって区長の牛小屋へ向う。

牛小屋に火を付けようとするが、カチカチと大きな音ばかりしてなかなか火がつかない。

「マッチをもってくりゃよかった。こげな火打石みてえな古くせえもん、いざというとき役に立たねえだなあ」…何気ない自分の独り言に、巳之助は、はっと気がつく。

「ランプは古道具になってしまった。世の中のためになる新しいことをしなくてはならない」、自分の気持ちに整理を付けた巳之助は、家中のランプを始末し、町を後にした。

ランプを売りながら、毎晩、区長から字を教わり、苦労して書物が読めるようになった頃のことを思い出し、今度は本屋に転業した。その後の巳之助は幸せに暮らしたとさ。

いかがですが。創業当時の巳之助はベンチャー精神旺盛でした。でも、社会の移り変りに気が付かず、事業転換ギアチェンジを仕損なっていました。その結果、自分ではなく、世の中が悪いんだと思い始めます。

○不景気だと叫ばれている時代ですが、本当に不景気でしょうか？

○売上が上がらない理由を不景気のせいにしていないでしょうか？

今一度、自社の経営を見つめ直すことをお勧めします。

～つづく～　記：山本

「経営革新を応援します！」

提供：下北地域中小企業支援センター

観光・レジャー、ビジネスに大変便利！

「みち案内マップ」「むつ観光案内」完成

観光・レジャー、ビジネス等でむつ市を訪れた方々のために、市内主要道路の地図、交通アクセス、観光・宿泊・飲食店・お土産店などを掲載した「みち案内マップ」・「むつ観光案内」（第6版）が完成しました。

すでに市内宿泊施設、観光案内所、ガソリンスタンド、掲載企業等や青森、八戸の観光案内施設には配布済みですが、希望者には無料で配布いたしますので是非ご活用ください。

問合せ　むつ商工会議所振興課

ＴＥＬ二二―二二八二

LOOK!! LOOK!! 会員さん

No.43　タケダスポーツバリューむつ

日ごろは、多大なご愛顧をいただき、まことに有難うございます。
当店では、スポーツウェアをはじめ、シューズ・野球・テニス等のオールスポーツ用品からゴルフ用品迄、幅広く商品を取り揃えております。
各種チームウェアの受注も行っております。学校・職場仲間でチームウェアを作ってみませんか？
また、カタログによる注文販売も行っておりますのでお気軽にスタッフまでお問い合せ下さい。
これからも地域のお客様に、より一層のサービス向上を目指し、努力して参りますのでよろしくお願いいたします。
次は、ペット美容室 わん さんにバトンタッチです。

株式会社タケダスポーツバリューむつ　店長　大山　敏則　むつ市下北町２－52　TEL23-8501 FAX23-8502

金融便り

国民生活金融公庫貸付利率

◎ 普通貸付
基準利率　年 1.70％
（使い道、返済期間によって利率が異なります。）
平成16年４月14日実行分から

◎ 小企業等経営改善貸付
（無担保・無保証人㊀制度）
年 1.40％
平成16年４月14日実行分から

◎ 国の教育ローン
年 1.65％
平成16年４月14日実行分から

平成16年４月28日現在

追い出そう
住みよい町から
暴力を

暴力団について
困った事があったら、すぐ電話

暴力相談電話
017－723－8930

青森県企業暴力対策協議会
(財)暴力追放青森県民会議

むつCCIガイド 平成16年５月イベントカレンダー

期　日	内　容	会　場	お問い合せ・お申込
５月１３日（木） １４日（金）	パソコン寺子屋 （はじめてのExcel）	むつ商工会議所 ２　F	指導課 TEL 22-2283
５月１５日（土）	日本語文書処理技能検定２級 （申し込み終了）	未　定	振興課 TEL 22-2282
５月２０日（木） ２１日（金）	パソコン寺子屋 （パソコン基礎コース）	むつ商工会議所 ２　F	指導課 TEL 22-2283
５月１３日（木） 申込締切日	簿記検定１～４級 検定日６月１３日（日）	下北文化会館	振興課 TEL 22-2282
５月１３日（木） 申込締切日	ビジコン検定３級 検定日６月２６日（土）	未　定	振興課 TEL 22-2282
５月２１日（金） 申込締切日	珠算検定１級～10級 検定日６月２７日（日）	むつ商工会議所 ２　F	振興課 TEL 22-2282

平成16年度 職員配置のお知らせ（平成16年４月１日）

事務局長		中　村　俊　三
総務課	課長（兼務）	〃
	課長補佐	工　藤　恭　子
	主　事	門　口　久　恵
	嘱託職員	菊　池　　慶
中小企業振興部		
部　長		杉　林　　隆
中小企業相談所長（兼務）		〃
次　長		竹　園　育　雄
振興課	課　長	石　野　　亨
	課長補佐	松　谷　　仁
	嘱託職員	白　濱　彩　子
指導課	課長(兼務)（経営指導員）	竹　園　育　雄
	課長補佐（〃）	船　場　永　幸
	係　長（〃）	角　野　一　惠
	主　事	駒　谷　良　長
	主　事	川　口　昌　広
	臨時職員	田　中　ひとみ
下北地域中小企業支援センター		
コーディネーター		山　本　　進
〃		柳　谷　洋　基

求人開拓専門員のご紹介

当商工会議所が、青森県商工労働部労政・能力開発課地域雇用対策グループの委託業務として昨年度から実施して参りました求人開拓専門員設置事業を、今年度も専門員の入替えをし、継続することとなりました。

雇用機会の創出のために、二名の求人開拓専門員が市内商工業者の事業所を訪問いたしておりますので、年度始めで何かと気忙しい中の訪問となる場合もありますが、その際は特段のご協力・ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

求人開拓専門員として勤務することになりました両名を御紹介致します。

・住所：むつ市山田町
・氏名：長尾清美
（ながお　きよみ）

・住所：むつ市十二林
・氏名：堤　達雄
（つつみ　たつお）